

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に係る論点のたたき台

1. 会計上の見積りの開示に関する会計基準の概要

- ✓ 「会計上の見積り」とは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することとされている。
- ✓ 会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」という。）公表の趣旨は、会計上の見積りについて、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することとされている。
- ✓ 本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされている。
- ✓ 本会計基準では、「会計上の見積り」のうち翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目について、財務諸表計上額及びその算出情報等を財務諸表に注記することとされている。

2. 主な論点

【論点】独立行政法人の会計への反映の検討

- ✓ 独立行政法人の財務報告の目的・機能は、法人の長の説明責任目的と財務報告利用者の意思決定目的に関して有用な情報を提供することである点を踏まえ、財務報告利用者に対して会計上の見積りの情報を提供することに一定の意義があると認められることから、独立行政法人の会計においても、本会計基準の考え方を取り込む必要があると考えられるのではないか。
- ✓ 「会計上の見積り」の定義を踏まえると、多くの独立行政法人において「会計上の見積り」がなされていると考えられることから、本会計基準で定められた注記について、基準及び注解を改訂する必要があると考えられるのではないか。
- ✓ なお、IPSAS においては本会計基準に該当する個別の基準は存在しないが、同様の開示を行うことについて IPSAS 第 1 号第 140 項に定められている。

以上